

## 外国監査法人等に関する内閣府令の概要

### 1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）で創設された外国監査法人等の届出制度の施行に伴い、外国監査法人等に関する内閣府令を新設するものである。

### 2. 主な内容

金融庁長官に提出する書類で特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならないこととし、当該書類のうち添付書類については、英語で記載されたものに限り、その訳文の添付を要しないことを規定する（第 1 条）。

当初の届出についてその手続を規定する（第 2 条）。

外国監査法人等の届出をしようとする者は、本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該届出をしようとする者を代理する権限を有するものを定めなければならないことを規定する（第 3 条）。

外国監査法人等の届出書のその他記載事項として、

届出者が法人である場合は、設立年月及び当該法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

届出者が法人に属する個人である場合は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地

届出者がその財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国会社等の名称、所在地を規定する（第 4 条）。

外国監査法人等の届出書の添付書類の記載事項として、

定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

外国会社等財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を執行する者のうちその事務を統括する者の氏名及び経歴

届出者の主たる事務所の所在する国における監査制度の概要

- ・ 監査基準その他の監査制度の内容
- ・ 監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者を所管する外国の行政機関その他これに準ずるもの（「行政機関等」）の名称及び所在地
- ・ 行政機関等による監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者に対す

る監督に関する制度の内容

届出者が関係法令を遵守し、かつ、監査証明業務に相当すると認められる業務を適正に遂行する者であることが確認できるもの

届出者の業務の状況に関する事項

- ・ 業務の内容
- ・ 業務の運営の状況
- ・ 業務上の提携の状況
- ・ 事務所の概況

届出日から起算して過去五年間において届出者が監査証明業務に相当すると認められる業務について、罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた場合又は行政機関等から行政処分その他これに準ずるものを受けた場合は、その旨及び当該刑又は当該処分その他これに準ずるものの内容

届出者が、本邦内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面

を規定し、これらの事項のうち、届出者の主たる事務所の所在する国の法令により記載できない事項がある場合には、当該事項の記載を一定の事項の記載に代えることができることを規定する（第5条）。

変更の届出及び廃業等の届出についてその手続を規定する（第6条及び第8条）。

金融庁長官の指示に従わない旨の公表がされた後、当該指示に係る事項につき是正が図られたと認める場合に公表される事項として、

指示に従わない旨が公表された日及び指示を受けた外国監査法人等の名称

指示の内容

指示に係る事項につき是正が図られたと認める旨及びその理由

を規定する（第7条）。

施行日として、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成20年4月1日）を規定する（附則第1条）。

経過措置として、施行日以後最初に開始する会計期間に係る外国会社等財務書類について監査証明業務に相当する業務を行うときは、届出書に添付すべき書類については、当該届出書の提出があった日以後六月を経過する日（当該日が監査報告書を提出すべき日以後の日である場合は、当該提出すべき日の前日）までに提出することができることを規定する（附則第2条）。